

① 件名	普通財産貸付けの特例における減免期間延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 市有財産の有効活用を図るため、企業立地等促進条例に定める事業所に対して貸付料を減免することにより、本市への企業誘致が促進され、地域産業の振興と雇用機会創出の拡大が図られる。 貸付料減免期間については平成35年度を限度としたが、今後の仮設住宅の集約や土地区画整理事業の進展により産業用地として活用できる市有地が見込まれる中、本制度の利用が短期間となる状況にある。 また、立地時期により特例期間の活用が最大限利用できないため、復興事業の進捗状況により減免期間の延長が必要となる。</p> <p>【目的】 平成26年4月1日から平成36年3月31日までと期間を定めた特例期間を5年間延長することにより、既存企業の復旧支援並びに新たな企業誘致が促進される。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年4月1日条例第68号） 石巻市企業立地等促進条例（平成17年4月1日条例第237号） 石巻市公有財産規則（平成17年4月1日規則第58号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業育てる 第2節 企業誘致と新産業の創出 （1） 産業の活性化と新産業の育成</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成26年2月 平成26年市議会第1回定例会に「石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正」を提案 4月 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の普通財産の貸付けの特例の施行</p>
⑤ 主な内容	<p>石巻市企業立地等促進条例第5条に規定する指定企業者に対して貸し付ける場合に行う軽減措置の期限を延長するもの。 変更前：平成26年4月1日から平成36年3月31日 変更後：平成26年4月1日から平成41年3月31日 ※特例期間については、既に適用を受けている事業者も含め10年間を限度とし、特に市長が必要と認めた場合はその期間とする。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

企業誘致の促進が図られ、雇用の増加が見込まれるとともに、市有財産の有効活用が図られる。

【市財政への負担】

一例として、貸付料を6.5%から1.4%に減免することにより、1㎡当たりの仮固定資産評価額15,000円の土地を3,000㎡貸付ける場合、年額2,295,000円の軽減となる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

東松島市では、市有財産の減額貸与を行っている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正」を提案（施行予定年月日：平成29年4月1日）

【産業用地の整備・供給スケジュール】

事業名	事業完了年度	産業用地面積 (ha)	供給開始
上釜南部地区土地区画整理	平成31年度（予定）	28.2	事業完了後
下釜南部地区土地区画整理	平成31年度（予定）	16.9	事業完了後
湊西地区土地区画整理	平成32年度（予定）	25.3	事業完了後
須江産業用地	平成28年度	15.5	平成28年4月
不動町産業用地	平成28年度	1.7	平成29年1月
トゥモロービジネスタウン	—	13.1	平成30年度～ (一部供用開始)

⑨ その他